

令和3年度（令和2年分）の税の申告受付を開始

問い合わせ 市・県民税の申告について 税務課 市民税係 ☎内線330・331・336
 所得税の確定申告について 筑紫税務署 ☎(923)1400

【会場】 市役所4階大会議室

【期間】 2月19日(金)～3月15日(月)(土・日曜日・祝日を除く)

※上記の期間中は、市役所1階の税務課では申告書の受け付けを行いません。

【受付時間】午前9時～午後3時30分

- ※混雑の状況によっては、受け付けを早めに終了する場合があります。
- ※職員はマスクを着用し、会場は換気するなどの対策を行っています。
- ※できる限り少人数でご来場ください。
- ※ご来場の際は、必ずマスクを着用していただき、入口などでアルコール消毒液をご利用ください。
- ※検温を実施しています。発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。体調のすぐれない人は、来場を控えていただくようお願いします。
- ※新型コロナウイルス感染症などの感染防止の観点から、筆記用具をお持ちいただくようお願いします。

期 日	対象地区	期 日	対象地区
2月19日(金)	北谷・内山・松川・三条・三条台 連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西 大町・新町・白川・秋山・五条・五条西	3月 4日(木)	水城・水城台・水城ヶ丘
2月22日(月)		3月 5日(金)	国分・坂本・観世音寺
2月24日(水)		3月 8日(月)	東観世・桜町・榎
2月25日(木)		3月 9日(火)	
2月26日(金)	五条台・東ヶ丘・星ヶ丘 高雄・高雄台・梅ヶ丘 梅香苑・緑台	3月10日(水)	榎寺・芝原・通古賀・都府楼・大佐野
3月 1日(月)		3月11日(木)	つつじヶ丘・ひまわり台・大佐野台
3月 2日(火)		3月12日(金)	向佐野・長浦台・吉松・青葉台
3月 3日(水)		3月15日(月)	

- ※対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。
- ※郵送での申告も受け付けます。記入済の申告書に控除証明書などを添付してください。
- ※申告受付の開始初日や各日の午前中などは、例年混み合うことが多いため、お待たせする場合があります。郵送でのご提出や、比較的混みにくい日時に分散してご来場いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ※駐車台数に限りがありますので、まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。

【必要なもの】

↓チェック			
<input type="checkbox"/>	年金や給与の源泉徴収票など、令和2年中の所得が分かるもの	<input type="checkbox"/>	本人確認ができる書類 (運転免許証、障害者手帳、パスポートなど)
<input type="checkbox"/>	令和2年中に支払った健康保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書	<input type="checkbox"/>	本人および扶養親族の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
<input type="checkbox"/>	印鑑(認め印可)	<input type="checkbox"/>	ボールペン(黒)
※以下は該当者のみ			
<input type="checkbox"/>	〈代理人が申告する場合〉 代理人の本人確認書類 委任状	<input type="checkbox"/>	〈医療費控除を申告する場合※〉 医療費控除の明細書 または 病院や薬局の領収書を集計したもの
<input type="checkbox"/>	〈障害者控除を申告する場合〉 障害者手帳など	<input type="checkbox"/>	〈国外居住親族を扶養親族として申告する場合〉 親族関係書類 送金関係書類

※医療費控除を申告する場合は、医療を受けた人ごとに病院や薬局の領収書を整理し、必ず事前に集計をお願いします。集計がされていない場合、後の人を先にご案内することがありますのでご了承ください。医療費控除の明細書の書き方については、ホームページをご覧ください。

【市・県民税の申告が必要な人】

令和3年1月1日現在、本市に住所がある人
 ただし、次の人は市県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人(市役所で受け付けは行っていません)
- ②給与と所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人(提出の有無については勤務先へご確認ください)
- ③公的年金などの所得のみの人で控除の追加がない人
- ④無収入で同一世帯のどなたかの扶養親族になっていた人

※上記①～④の該当者でも、国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金などの関係で申告が必要な場合があります。
 ※給与・年金以外で少額でも収入があった場合、所得税の確定申告が不要であっても、市・県民税の申告は必要です。
 ※申告が必要と思われる人には、申告書を郵送します。郵送されていない人で申告が必要と思われる場合は、申告するかまたはお問い合わせください。

所得税の確定申告

筑紫税務署の確定申告会場

【会場】イオンモール筑紫野 3階イオンホール(筑紫野市立明寺434-1)
 【期間・時間】令和3年1月20日(水)～2月12日(金) 午前10時～午後4時
 2月15日(月)～3月15日(月) 午前9時～午後4時
 (土・日曜日・祝日を除く)

- ※期間中、筑紫税務署本庁舎では、作成済の申告書の提出は受け付けますが、申告相談は行いません。
- ※詳細は広報だざいふ1月1日号の9ページをご覧ください。
- ※入場整理券は当日配布またはLINEアプリで事前発行しています。

本市の確定申告相談会場

65歳以上(昭和31年1月1日以前の生まれ)で、収入が年金・給与のみの方の確定申告相談会場

【会場】いきいき情報センター 2階多目的ホール
 【日時】2月2日(火)～5日(金) 午前9時～午後4時

- ※各日先着120人です。定員に達し次第、受け付けを終了しますのでご了承ください。
- ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、規模を縮小する場合があります。
- ※お待ちいただく場所がないため、なるべく2月12日(金)までにイオンモールの確定申告会場をご利用ください。
- ※収入が年金・給与のみで、病気や身体が不自由であるため、筑紫税務署の確定申告会場での申告(相談)が困難な人は、本市の確定申告相談会場をご利用ください。
- ※マスクの着用と自宅での検温を行ってからお越しください。

【必要なもの】

- 「市・県民税の申告に必要なもの」に記載しているもの。
- 申告者本人の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響により変更となった場合は、ホームページでお知らせしますのでご確認ください。